

松戸市教育委員会会議録

平成31年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成31年1月定例会

開 会	平成31年1月10日 (木) 午前10時より	閉 会	平成31年1月10日 (木) 午前11時05分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成31年1月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	市民会館 館長	向後 文大
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 主幹	横尾 和彦
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	戸定歴史館 館長	齊藤 洋一
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	博物館 次長	堤 和子
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	学務課 課長	鮎川 涉
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26	〃 課長補佐	加藤 尚美
7	〃 課長補佐	大西 真	27	〃 主幹	横山 忍
8	〃 主査	永淵 智幸	28	保健体育課 課長	大谷 直樹
9	〃 主任主事	四戸 俊也	29	〃 課長補佐	中坂 正夫
10	〃 主任主事	島村 仁美	30	〃 指導主事	大久保 美沙
11	教育施設課 課長	鈴木 啓文	31	〃 指導主事	多賀 大悟
12	社会教育課 課長	星野 敦子	32	教育研究所 所長	山口 昌郎
13	〃 課長補佐	藤谷 美伸	33	〃 課長補佐	石井 裕子
14	〃 主幹	齊藤 真一	34		
15	〃 主任主事	永嶋 愛	35		
16	生涯学習推進課 課長	林 総太郎	36		
17	〃 課長補佐	中山 和子	37		
18	青少年会館 館長	小野寺くみ子	38		
19	〃 主査	松本 優子	39		
20	スポーツ課 課長	加藤 広之	40		

平成31年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成31年 1月10日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成31年1月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第36号

消費税率改定に伴う社会教育施設等の条例の

一部を改正する条例の制定について

(社会教育課)

② 議案第37号

松戸市学区審議会に対する諮問について

(学務課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成31年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田教育長職務代理者をお願いいたします。

山田委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件となっております。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第36号

教育長職務代理者 改めまして、本年もよろしくお願いいたします。

年始に両親がインフルエンザをやりまして、私は検査して陰性でございましたので、今日出てまいりました。ちょっとお聞き苦しい点ありましたら、おわびをあらかじめ申し上げます。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第36号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 1ページをご覧ください。

議案第36号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議案として平成31年3月の定例市議会に提出するよう市長に申し出るためでございます。

整備の必要な関係条例は、松戸市文化会館条例ほか8条例ございます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条は、松戸市文化会館条例の一部改正で、大ホールほかの使用料についてでございます。

次に、3ページ、第2条は、松戸市民会館条例の一部改正で、ホールほかの使用料についてでございます。

続きまして、4ページ、第3条は、松戸市スポーツ施設条例の一部改正で、新松戸プールほかの使用料についてでございます。

次に、7ページ、第4条は、松戸市民劇場条例の一部改正で、ホールほかの使用料並びに付属設備、備品の使用料についてでございます。

次に、9ページ、第5条は、松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設の使用料についてでございます。

次に、10ページ、第6条は、松戸市文化ホール条例の一部改正で、市民ギャラリー及びホールの使用料についてでございます。

次に、第7条は、松戸市博物館条例の一部改正で、観覧料についてでございます。

次に、第8条は、松雲亭の設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設の使用料についてでございます。

最後に、第9条は、松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設の使用料についてでございます。

新旧対照表につきましては、12ページから22ページに記載のとおりでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成31年10月1日となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第36号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

ご説明のとりの資料のページ数をご指定いただきまして、ご質問等いただければと思います。

消費税ですが、1.08で割って1.10掛けると近似値になって、あとは数字の丸め方で、あんまり、だから統一して比率どおりにはなっておりませんので、そこら辺のところ、一個一個多分検討していくと、総額が大体これで消費税を吸収できるという形になるんですかね。

社会教育課で試算されているんですか。要は、この数字、例えば12ページの表で見るこの計算根拠みたいのについて、ちょっと補足していただけると質問しやすいかと。

社会教育課長 社会教育課長でございます。

各課で積算しておりますけれども、その案を財政課と協議いたしまして、それで決めたという形でございます。

市場委員 今のことに関連しますけれども、税抜き価格というか、本体価格というものがそもそもあって、それに例えば1.08を掛けて全体が決まる。で、今度1.1を掛けて全体を決める、そういうのが何か本来の筋のような気がするんだけど、ただ、それをやると端数が出てきて非常に面倒くさい。だから税を入れた値段を設定をして、例えば1.10の分の10%が消費税だというようなやり方をするのは、普通のことというか、正当なことだという理解でよろしいわけですね。

社会教育課長 まず、おっしゃるとおり、税抜き価格を出しまして、その後に1.10を掛けたという形になります。

市場委員 そうすると、本体価格というか税抜き価格が今までと変わっているということですね、厳密に言うと。

社会教育課長 変わっていないです。税抜き価格は変わっていないです。

市場委員 そうすると、だって、端数が例えばいろいろ出てきて……

社会教育課長 10%の税率なので、端数が出なかったという。10円未満は切り捨てになっております。

教育長職務代理者 ちょっと今の質問を整理すると、税抜き価格というのがありますよね。今

までの表は税込み価格で表示されているので、税抜き価格がここではわからないんですね。ですので、変わっていないんでしょうけれども、1.08で割返すとというと税抜き価格がそもそも変動しちゃうんで、私の最初のこうですかと聞いた聞き方が、ちょっと決めつけちゃったんですが、税抜き価格の表というのが、本体的な価格の表というのがあるんですね、多分。そこに、税込み価格にしたときに、端数を1円単位が出ないように調整しちゃったんですね。

市場委員 1.08のときに、そもそもそういうことをしていると。

教育長職務代理者 そもそも調整していますよね、これ。1.03のときも1.05のときも毎回やっていますよね。

市場委員 なるほど、わかりました。今回は1.10だから端数は余り出なかったというわけですね。

社会教育課長 はい。

市場委員 わかりました。

教育長職務代理者 ただ、でも、例えば、今まで950円のところは、950円が1.08だったということていくと、本体価格というのは何か端数がついた本体価格になっていますよね、多分。というか、本体価格がわからないので、何とも言えないんですけれども。

市場委員 わからないけれども、常識的に考えると、あんまり端数はついていないはず。

教育長職務代理者 ついていないですよ。だから、今までが例えば950円とか430円とかあるんだけれども、じゃ、これは消費税と本体価格ときれいに丸数字でいっているかといったら、絶対そんなはずないので。

何かすみません、財政に強い方、どなたがちょっとご説明をいただけるとありがたいんですけれども。

すみません、審議官からちょっと補足説明を。

マイク使っていただいていいですか。

学校教育部審議監 430円ですけれども、これは本体400円に8%掛けて432円のところを、切り捨てて430円になっていると。それが今回は10%なので、440円になっていると。

教育長職務代理者 そうすると、本体価格が400円なんですかね、本当は。だけれども、切り捨てちゃって430円で利用料を集めるじゃないですか。集めて、納税する額というのは、そうすると、切り捨てちゃっているから、実際は432円はもらっていないじゃないですか。だから、納税する額というのは、430円が1.08だったということで納税をするわけですよ。

432円の32円を納税しないじゃないですか。と思うんですよ。丸数字にしているから。

ごめんなさい、私が言っているのがおかしいかな。

すみません、値上げというか、消費税の値上げなのでいいんですけれども、しょうがないんですけれども、利用者にとっては値上げなので、そこが全体として市の負担が変わらないように、納税額がこれで均等になるように、多分端数を切り捨てれば、切り捨てているのもあれば、四捨五入しているのもありますか。

社会教育課長 10円未満は切り捨てです。

教育長職務代理人 そうすると、本体価格の表というのが、どこかにあるんですよ、これね。

社会教育課長 本体価格については、各課で持っているということで、こういったところで一覧に皆様にはお示しはしていません。

教育長職務代理人 でも、あるんですよ。

社会教育課長 はい。

教育長職務代理人 そこはいじっていないで、単純にそこを1.10にしていってありますということですね。

ごめんなさい、大丈夫ですか。

伊藤委員 そうすると、市の……

教育長職務代理人 すみません、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 全部切り捨てていると、山田委員がおっしゃったように……

教育長職務代理人 おかしくなる。

伊藤委員 一件ずつであればそれぞれ400円とか430円という話なんですけれども、全体にするとかかなり市が、市の税金の納付のときに、徴収額より多い税金を、税額を払わないといけなくなるじゃないですか。

教育長職務代理人 そうなんですよね。

伊藤委員 だから、仮に本体価格が200円であれば216円で、恐らく210円にしていると思うんですよ。そうすると6円もらっていないわけですよ。だけれども200円が積み重なれば全部で何万円になりますというときに、市は当然その金額を払わなきゃいけないので、税額。かなりより多くのお金を払わなきゃいけないじゃないですか。

四捨五入していれば……

教育長職務代理人 まだね。

伊藤委員 でも、個人の払う側からすると、余分に何で払うんだということで、四捨五入はで

きないでしょうから、恐らく切り捨てていると思うので、その辺は恐らく……

教育企画課長 松戸市全体の消費税の支払いの方法につきましては、財政課へ確認をしないと、今ここでは結論が出せませんので、持ち帰らせていただいて、後ほどご報告させていただく形でよろしいでしょうか。ここでは議論をしても、結論が出ないものですので。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 そうですね。ごめんなさい、私が最初に何かちょっと妙なところからスタートしちゃったんですけれども、結局、市民的なチェック機能としては、便乗値上げとかそういうことにならず、適切な税率の値上げに伴うことをやっているかどうかということが確認できればよろしいのかなというふうに思っています。

ほかの点、いきましようか。

伊藤委員。

伊藤委員 私、いろんな施設の料金が、特に夜間でこんなに違うというのを知らなかったんですけれども、夜間がかなり割高になっているのは、やっぱり照明とかそういったものの関係でしょうか。ただ、昼間でも、恐らくほとんどの部屋では照明をつけていると思うんですけれども、大体暗いですからね。だから、照明だけが理由ですか、それとも何かほかに理由はあるんでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 照明のほかに、あと夜間の分の人件費もかかわってくると思います。

伊藤委員 夜間の人件費ってどういうことですか。

教育長職務代理者 夜間、時間外の人の手当、それから正職員でない方の……

伊藤委員 残業手当みたいなものですか。

教育長職務代理者 残業であったり、時間外の人の手当が夜間は高い。

伊藤委員 それは一般的な考え。

教育長職務代理者 そうですね。程度にももちろんよりますけれども、単価は高くなるというのは一つある。

伊藤委員 何か、夜間は昼間に比べて何%高いとか、基本的なルールがあるんでしょうか。

2割増とか3割増とか、決まっているの……

社会教育課長 今ちょっとこの場では、手持ち資料もございませんので、わかりませんので、また後ほどご報告させていただきます。

山形委員 山形です。

先ほどの税収の切り捨てのところにつながるかもしれないですが、お金の基本的な流れについて、今回、消費税が上がって、利用者からお金をいただいて、そのお金の収益金が消費税として払われていきますよね。その収益というのは、この施設の使用料として運用されていくのかというところですが、税金の流れについて。直接その施設、一般企業みたいな考え方とはまた違うとは思いますが、一般企業だったら、収益があって、税金払って、その資金で運営をしていくという流れなんですけれども、そういう考えとは違う税の流れを教えてください。

教育長職務代理者 税というか、利用料と……

山形委員 利用料と消費税。

教育長職務代理者 税というのは消費税。

山形委員 消費税。お金の流れが理解できなかったというか、消費税が上がるので、利用料が上がりますよね。その消費税が上がった分が税金として、普通に一般企業と同じく税金として納付される流れという理解でよいのでしょうか。

生涯学習部参事監 行政でいうと、歳出と歳入とありますので、歳出というのは、あくまで予算を組みます。歳入というのはここに入って、これは歳入なんですね。お金って別に色がないので、予算上は特定財源とかで、こういう使用料は維持管理費の財源、これが一般財源とか市税とか国の補助とかいろいろあるんですけれども、そういう項目として入ることはあります、歳入。

ただ、お金って色が決まっているわけじゃないので、その表の中であって、お金はあくまで歳入と歳出のお金の中でなっているので、この歳入の財源をこういう事業のほうに形式上は活用しているという流れにはなりません。ただ、歳出の財源って、このお金だけでは足りませんから、当然それには補助金であったり市の一般財源の市税を投入しているという解釈をしていただければいいと思います。

それと別に、消費税を払うのであれば、それはまた別のところで払うという歳出を組んでいるという形ですかね。

山形委員 わかりました。

生涯学習部参事監 ちょっと、すみません、説明がわかりづらいと思いますが。

山形委員 それこそ一般市民なので、お金の流れの理解が、普通の一般の企業みたいに、収益が上がって、それで消費税があって、その税金を普通に納めるのと、流れの理解がわからなかったのです。

生涯学習部参事監 それが役所では歳入、いろんな市税があった補助金だって歳入があって、それとイコールの額で歳出予算を組みますので、歳出というのはイコールで予算は組みます。ただ、年度によってお金が余れば、翌年度にそのお金が繰り越される、そういう形式ですかね。

山形委員 はい、わかりました。

そういう形なので、先ほどのような切り捨てになったときのも、調整してというような動きがあるというような……

生涯学習部参事監 なっても、総体的に全部で調整するので、はい、大丈夫なような仕組みにはなっていると思います。

山形委員 わかりました。ありがとうございます。

市場委員 今の質問と多分ほぼ同じなんですけれども、文化会館の運営は、どこかに委託されていますよね。

教育長職務代理者 文化振興財団。

市場委員 そうでしたか。そうしたら文化会館の利用料は、その文化振興財団に一回入って、その文化振興財団の実際の運営に使われる。ただ、それだけでは足りないから、松戸市から補助金というのか何というのかわからないけれども、それも使われて、それで文化振興財団が運営されている、そういう理解でいいということですよ。

教育長職務代理者 文化振興財団に入るでいいですか。運営を受託しているものとする、市ですよ。文化振興財団に入るかどうかあたりのところも、ちょっとお願いします。

社会教育課長 文化振興財団が指定管理していますのは、文化会館と市民劇場ですけれども、そちらの場合につきましては、利用料金制度というのをとっておりますので、収入は文化振興財団のほうに入ります。その収入をもって、あと市の補助金ですとか管理代行料等も含めて、全体を運営しているということになります。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 じゃ、質問のとおりということですね。

市場委員 あと、じゃ、もう一個いいですか。

教育長職務代理者 はい、市場委員。

市場委員 これは、消費税が今度の秋から10%に上がるということを見越してのこの議題だと思えますけれども、また今回延期になったら、これはどうなるんですか。

社会教育課長 もしやらないとか延期になった場合には、また新たにこの条例を上乗せする条

例を制定するという形になります。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 11ページの附則で、10月1日から施行するというところで、そこまで、今ここで教育委員会会議で送ってから、これも議会にかかるんですか、お金の関係なので。ということを経ていって、最終的に確定するんだけど、10月1日の前に仮に延期というようなことが起きたら、またそれを改正する条例をさらにつくっていくという、上書きするということですか。

そのほかの観点、関連でも、ありますか。

武田委員。

武田委員 ここ、直接じゃないんですけども、現行は恐らく全て現金での徴収という形をとっているのかなというふうに想像するんですが、意外と額の大きいものもあるなど、見せていただいて思っていたので、今後、流れとして、クレジットであるとかそういった支払い方法の変化というのは、想定しているのかしらと思ったりもしたんですが、いかがでしょうか。

生涯学習部参事監 クレジット払いかどうかということによろしい……

教育長職務代理者 クレジット払い、もしくは、最近はやはりキャッシュ以外での支払いについて、いろいろ議論になっていますよね。そこを含めた。

生涯学習部参事監 現状で、市が多分クレジットでやっているのは、軽自動車税とか、少額のはできるようになっているんですけども、ただ、高額な、例えば住民税だったり固定資産税を、それを認めるとなると、いっぱい納めている人が、クレジットだとパーセンテージがつかますよね。となると、それが得になるという部分なので、原則として高額の場合は、現在はやっておりません。

武田委員 逆に少額を……

生涯学習部参事監 少額の場合、結局、皆さん、低額なので、利便性を考えてやらせていただいているんですけども、例えばの話、固定資産税で1,000万払ってれば、クレジット払いで払うと、その人は、1%もしクレジットポイントがつくとすると、10万円利益が上がっちゃうということになりますので、そうなる、高額の人がその分得になるというような考えで、現状では低額しかクレジット払いというのは、市では行っていないというのが現状です。

武田委員 例えば、こういう施設なんかでも、教室的な形とか、あるいはクラブみたいな形だと、ずっと定期的に使用されている方というのは、結構額が、そんな大きい話じゃなくて、

かさむと思うんですよ。そういったものが、だんだん現金払いというものが少なくなっていく中で、どういったタイミングでキャッシュレス化に変えていこうと思ったりとか、あるいは、そういう得になるとかならないとかというよりは、事務処理的に必要なようになってくるのかなというところで、どうなのかなと。消費税増税の還元等の話などもある中で様々な質問もあるかと想像いたしますがいかがでしょうか。

生涯学習部参事監 それはおっしゃるとおりで、多分、今、民間でも、今度は導入されるとクレジット払いというのは主流になると思います。ただ、今言われているのは、小さなお店なんかだと、当然それなりのやるコストがかかるから、小さい商店はどうするんだろうという、多分議論になっていると思います。

一方、行政にしても、多分いろんな施設、そういう仕組みというのがまだ、機械もないですし、できないので、多分おっしゃるとおり、この後何年かかけて、行政でもそういうできる部分は、多分クレジット化であるとか、いろんな方法で納付できるようなシステムはできると思うんですけども、現状では、そういう仕組みがまだできていないので、今のところはまだ導入には至らないという状態ですね。将来、委員さんおっしゃるとおり、そういうことが、いつかは多分できるような仕組みはできてくるんじゃないかと想定されます。ちょっと答えになっているかどうかわからないんですが。

教育長職務代理者 観点とすると、武田委員のご指摘は、今後に向けて検討が、電子マネーの支払い等はやるべきではないかという意見が出ることも想定されるというところで、ぜひ記録にはとどめておいて、いつか何らかの検討がされるのではないかとということ、少し想定をしておいていただいたほうがいだろうということのご指摘かなと思います。

そのほか、この利用料に関して、あるいは値上げに関して。

先ほどの、便乗ではもちろんない値上げの計算をされているというご説明が社会教育課長からありましたが、もとの単価というものがあって、そこに、今までは8%を掛けて10円未満を切り捨てていた。今度はそれを10%を掛けて、それで10円未満の切り捨てをしたということですので、ちょっと全体として、松戸市として、財政上どういふに納税金額が変わっていくのかというようなことは、気にはなりますけれども、そういうルールで計算をしたというご説明でありますので、それ以外の作業というか、それ以外の値上げの計算はしていないわけでもうね。そういうことで、計算上の産物として、ここにこういう形で数字が出てきているということですので、市民に対しての説明も、これでなされていくべきなのかなというふうに、なされて問題はないのかなというふうにも思いますが、よろしいですか。

個別の金額等についての議論は、この場ではちょっといたしませんので、またそれは、そういう議案が出たときに、それぞれについてご指摘をいただければというふうに思います。

ほかになれば。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第37号

教育長職務代理者 次に、議案第37号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

もうしばらくお待ちください——それでは、再開いたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長でしょうか。お願いいたします。

学務課長 学務課長でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第37号「松戸市学区審議会に対する諮問について」提案をさせていただきます。

今回、審議会の開催が必要になった理由は、知的障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について、審議会に諮問するためでございます。

新設いたします知的障害特別支援学級は、小学校は北部小学校及び矢切小学校、中学校は第二中学校に開設を考えており、平成31年4月1日より開設する予定です。

小・中学校合わせて3校に知的障害特別支援学級を開設することについて、24頁からの資料をもとにご説明をいたします。

松戸市では、特別支援学級のニーズが高まっており、自立と社会参加を目指して中・長期的計画のもと、特別支援学級の新規開設を計画的に行っております。現在、松戸市内に知的障害特別支援学級は、小学校15校、中学校7校に設置をされております。設置率は、小学校で33%、中学校で35%と低いため、利便性のよい学校に児童・生徒が集中する傾向が強く、局地集中・大規模化が進んでおります。

中部小学校の特別支援学級の児童数が、平成30年12月25日現在、知的障害特別支援学級26名、4クラス、通級型の言語障害特別支援学級20名、2学級、難聴特別支援学級8名、1学級、弱視特別支援学級2名、1学級という状況となり、今後も児童数の増加が見込まれております。

中部小学校は、教室の空き状況や自閉症・情緒障害特別支援学級の新設等によりまして、特別支援学級の増設が難しい状況であります。また、隣接の相模台小学校は、平成30年12月25日現在、知的障害特別支援学級25名、4クラスという状況です。さらに、矢切地区は、これまで特別支援学級がなく、松戸駅周辺の中部小学校に通わねばなりません。このため、小学校につきましては、北部小学校及び矢切小学校に知的障害特別支援学級を開設することになりました。

中学校につきましては、第一中学校の特別支援学級の生徒数が、平成30年12月25日現在、知的障害特別支援学級28名、4クラス、自閉症・情緒障害特別支援学級23名、3クラス、難聴特別支援学級3名、1クラス、弱視特別支援学級1名、1クラスという状況となり、今後も生徒数の増加が見込まれております。

第一中学校は、教室の空き状況等から、特別支援学級の増設が難しい状況です。このため、第二中学校に知的障害特別支援学級を開設することとなりました。

小・中学校合わせて3校に知的障害特別支援学級が開設されることで、松戸市内の特別支援教育力の向上につながるとともに、今後の潜在的な教育的ニーズにも対応できるものと考えております。

以上のことから、市内3校に知的障害特別支援学級を開設することに伴い、学区を変更しなければならないため、今回、学区審議会に諮問することとなりました。

なお、松戸市学区審議会の開催は、本年1月24日を予定しております。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

教育長職務代理者 議案第37号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

学区審議会に諮問をするという前提での議案でございます。実態等について、あるいは設置校、設置場所等について、いかがでしょうか。ご質問等あれば。

武田委員。

武田委員 24ページの北部小の現状のところ、言語障害特別支援学級のところが20名で2学級というふうに書いてあるんですが、たしか特別支援学級は8名一クラスというふうにお聞

きしていたように記憶しているんですけども。通級はいいんですか。

学務課長 固定の特別支援学級は8名、通級型は10名が定数でございます。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 中部小学校の現状ですよね。北部小の説明のところにある、中部小学校の現状がそうであるということです。

続けてどうぞ。

武田委員 後ろの地図のほうを拝見して、今まで随分中部小に係る地域が広がったんだなというのを、拝見して思っていたんですが、区分が、矢切小ができたことで相模台小の部分のところを削ったりとか、こういう区分というのは、もともと知的で通われるお子さんがいらっしゃるということを想定して、この学区分を変えているのか、それとも、そういうもともと今、現状いる子供に対してということではなくて、何か違う想定で線引きされているのか、ちょっとそのあたりを教えていただけたらと思います。

学務課長 通う子供に関しましては、全部調査をしております。この後の利便性等を考えて、学校の近くにとということで、線を引かせていただいております。実際には隣接ですので、今通っている学校から、転校はしませんよというお子さんも、当然いらっしゃいますし、近くなったので転校したいという子供も、当然これからも出てくるだろうなどは思っております。

武田委員 じゃ、両方を加味してという。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

学区のことではなく、特別支援学級のことについて質問なのですが、知的の特別支援学級を保護者の方とかが希望されたりとか、発達支援の中で、ケアが必要ということで学級に勧められるとか、いろんなケースがあると思うんですが、現状として、最終的に特別支援学校もあったりするので、学校にするのか学級にするのかという決定というのは、保護者の方が決めているような形の流れになるのでしょうか。

教育研究所長 どちらの学校だったり学級だったりというようなことについては、教育支援委員会という専門家を交えた会議を開きながら、その子にとってどういう支援策が適当なのかという意見をいただきながら、保護者の了解のもと、就学先を決定するような形です。全部保護者の希望というわけでもないですし、専門家等から見てこちらのほうがふさわしいんじ

やないかとか、こういう支援が必要なのではないかというのを総合的に判断します。ただ、保護者が納得しない形で就学先を決めるということは、現在はまずありません。

山形委員 ありがとうございます。

伊藤委員 26ページと27ページに今回3つの学校に新たに設置されることによって、31年度の想定されるニーズがこうなりますよというのが出ているんですけども、設置される、北部小はいいんですが、矢切小学校と第二中学校については、それぞれ想定が今のところ1名になっているんですね。これは、まだ中部小学校から矢切り小学校のほうに移られる方がいるかもしれないけれども、とにかく最低限、見積もりで、少なくとも1名と見ておられるのか、あるいは、もうこれ以上ふえないと見ておられるのか。

というのは、つまり、せっかくだけつくられるのであれば、例えば馬橋小学校は27名と、もっと中部小より多い学校があるわけですよ。それから、やっぱり中学校も、小金中学校は28名という、もっと大勢の方がおられるので、せっかくだけ新設されるのであれば、何かちょっとその辺、いろいろ考慮されたんだと思うんですけども、この数字だけから見ると、何かちょっと違和感を感じたんですけども、その辺は何か、どのような判断があったのでしょうか。

教育研究所長 新たに学級をつくっても、現在通っているお子さんに関しては、もう通い慣れていたり、仲間の問題があるので、なかなか移動しないというのが現状で、今も中部小であったり一中に通っているお子さんで、矢切小や二中の学区の子はいるんですけども、やっぱりできたからすぐに移動という形にはなかなかならず、新たに入学するとか、家の事情でやっぱり近い学校のほうがというところからスタート来ますので、潜在的なニーズは、やっぱりどの学区にもあります。

馬橋だったり小金中に関しても、当然ちょっと集中度が高いですので、今後、新たなところに設置をして、バランスよくなるようにというのは、今後の見通しとしては持っております。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 なるほど。現状の数字と潜在的な数字が、ちょっとこの表から見ると、客観的に見ると、やはり何かもうちょっとバランスをというご指摘はわかりました。

武田委員。

武田委員 今の話ともちょっと近いのかもしれないんですけども、結局、あるところにそういう必要性がある方がお引越しなりをされたりとかして、集中してしまうということが想

定されて、こういう結果になっているのかなと想像される部分もあるんですけども、以前、たしか知的障害の話だったのか、全校配置というものを目指すというお話を聞いた記憶がありまして、近隣市でもそれを達成しているところもおありだというふうにお伺いいたしました。松戸市としては、現実的には職員負担であるとか、あるいは空き教室の問題とか、いろいろあると思うんですが、ただ、30%台というのは、全校配置を目指すという目標に対しては、大分低いのかなというところで、今後の目標というか、流れというか、そういったものがもしあるのであれば、この機会にお伝えいただければと思います。

教育研究所長 特別支援教育という形になってから、地域の学校の中で個々の教育的ニーズに対応した教育の環境を整えるということを目指しておりますので、全校配置を目標として、今、進めております。

近隣市の場合は、もう100%なんですけれども、松戸の場合は、指導者をふやすのと同時に教室をつくるという形をとってきましたので、設置率に関しては、なかなか上がってきませんけれども、当然、自分が住んでいる地域の中の学校で適切な支援が受けられるような形を、今後ともつくっていくという形では進めています。

それに関しては、今回のように、集中的にかなり大きくなってしまったところを分散する、その学区の中で適切な教室が確保できるというようなことも勘案しながら進めていくつもりです。

ただ、今のパーセントについては、知的に關してのパーセントなので、とりあえず何らかの特別支援学級を設置するということに関しては、来年度は86.1%になる予定でございます。

武田委員 ありがとうございます。

市場委員 さっき山形委員の質問と重なることが多いですけれども、特別支援学校とか支援学級に行く行かないというのは、専門家委員の判定と、親御さんの同意だという話ですけれども、就学前からある程度のフォローがされている方については、そういう判定会議というのは当然行われると思いますけれども、全くそういうのがなくて、普通学級への入学に至ってしまうケースというのは、それなりにあるものなんでしょうか。

教育研究所長 実際にはあります。障害の程度にもよりますけれども、親のほうに課題として捉えていない場合なんかは、実際に学校に通い始めてから課題に気づく場合もありますので、随時そういうことに関しては助言をしながら相談して、就学先を変更するとかというようなこと、あるいはどういう支援が必要かということのアドバイス等をさせていただいています。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

一応、一巡しましたので、よろしいですか。

100%であれば、逆にいいかということ、また、それでもないのかもしれませんが、粘り強く、この分野については、配置を進めていくということであろうし、同時に人が育っていくということで、指導される先生方の経験によっても、器があるなし以上に、また大きな問題もあるのかもしれませんが。ぜひそこら辺について、着実に粘り強くということだろーと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、ほかになれば、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第37号を採決いたします。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

保健体育課からが、まずありますか。

配付資料は、傍聴の方も行っていらっしゃるのかな。運動部活動指導の指針についてが保健体育課からあるようでございます。

それでは、ご報告お願いいたします。

保健体育課長 松戸市運動部活動の指針についてご報告を申し上げます。

お手元に冊子が、桃色のものとダイダイ色のものが行っているかと思いますが、6月より3回にわたり作成委員会を開催し、このような形で完成いたしました。桃色の表紙のものが中学校・高校用、ダイダイ色の表紙のものが小学校のものです。

この指針は、県を参考にして国にのっとり、学校の設置者が作成することとなっておりますので、昨日をもって教育委員会から各学校に提示をさせていただきました。

部活動のあり方については、地域団体、競技団体との連携などを含めた仕組みづくりを考えていく時期に来ているという伊藤教育長のお考えをもとに、中・長期的な展望に立って、その1年目のものとしてこの指針をお示しいたしました。

まず、桃色のほう、中学校は1ページ、同じく小学校のほうも1ページをごらんください。中学校のほうは10行目、小学校のほうは11行目に、部活動に積極的に参加しているという今年度行った実態調査の結果がございます。中学校は79%、小学校は88%と高い数字を示している実態がわかります。この松戸市の子供たちの実態を踏まえて、本指針作成のコンセプトは、松戸市の魅力、強みである部活動がよりよく継続して活動していけるようにということでございます。

松戸市作成のものの特徴としては、大きく3つございます。

1つ目、中学校、高校を対象としたものだけでなく、小学校版を作成したことです。

2つ目、学識経験者、日本スポーツ協会のスポーツドクターの監修をいただいたことです。こちらにつきましては、それぞれ冊子の裏表紙の内側に、作成委員のメンバーとともに、監修をいただいた方々の記載がございます。

3つ目、効果的、科学的な指導の資料を掲載したことでございます。この点については、編集に携わった事務局の本課の課長補佐が、日本スポーツ協会の公認コーチであったことから、最新の根拠ある資料が掲載できたものというふうに考えております。

文化系の部活動に関する指針は、30年度中に文化庁から出されると報道されております。文化系部活動も、当面、文化系部活動の指針ができ上がるまでという時期まで、こちらの運動部活動の指針に準じた取り扱いをお願いしております。

なお、本指針については、本日より市のホームページでも公開をしております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご報告ですが、せっかくですから、疑問点等何かありましたら、ご質問いただけます。どうぞ。

市場委員 ピンク色のほうの5ページに、適切な活動時間帯とか、時間、どれぐらい活動が適当かという目安がありますけれども、これは、今の各学校の実態とはそんなには離れていないという理解でよろしいでしょうか。

保健体育課長 学校にもよりますし、部活の競技適性というか、競技、種目の種類にもよりますが、一概に大きく離れているとも言えず、大変近いということもありません。例えば、短時間でも体力の向上や技術の向上が望める陸上競技の長距離のようなものと、それから、随分時間をかけて練習に取り組まなければいけない、例えば、個人の技術、技能と全体の技術、技能を合わせるような適性を持った運動部は、随分練習時間の必要になる運動、練

習時間は、異なるとは思いますが、おおむねこのような形でという時間を提示させていただきました。

市場委員 これは、指針ということですが、教育委員会として出した目安みたいなことであって、別にこれを遵守しなさいというわけでもないという理解でいいんですか。

保健体育課長 国や県のものが提示されているのは、ご案内のとおりだと思いますので、国のものにのっとり、それから県のものを参考にして、学校の設置者がガイドラインをつくるということになっていますので、その2つのものに基づいて、あるいはのっとして、できる限り各中学校の共通理解もとで、このような形で取り組んでいく方針です。

教育長職務代理者 強制力はないけれども、これをまさに指針、ガイドライン、下敷きとして取り組んでいくというような言い方で。

保健体育課長 おっしゃるとおりです。

教育長職務代理者 皆さん、初見だと思いますので、なかなかまとまらないかも……

保健体育課長、補足説明。

保健体育課長 補足で、このガイドラインにのっとして、今度、各学校が各学校の実態を踏まえた上で方針を作成するというようになっております。

教育長職務代理者 各学校経営の中で、まさに具体的な各活動の指針ですか、指針を定めるんですか。方針。学校の方針。

保健体育課長 方針です。

教育長職務代理者 運動部活動指導の方針というものが出されるという、出すというか、学校で定められるということですね。

保健体育課長 はい。

教育長職務代理者 それは、保健体育課で把握をしていくものですか。

保健体育課長 把握をします。

教育長職務代理者 全校について把握をするということ。

保健体育課長 はい。

教育長職務代理者 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 中学、高校のピンク色のものと小学校のもので、ちょっと比較しているんですが、特に適切な活動時間等ということで、中・高の5ページ、それからあと小学校のほうの6ページに記述されているので、実際どういうことをすればいいのかということという観点から見ると、ここは参考になるかなと思うんですけれども、中学校、高校のものはかなり細かく

きちっと書いてあって、わかりやすいんですが、小学校のほうが何かちょっと何となく漠然としていて、小学校の先生から見ると、これだけ見ると何となく、何を言おうとしているのか具体的な指針の内容が、ちょっと漠然としているような印象を受けるんですけども、例えば、小学校にもこの中学・高校版も配付されるのでしょうか。そうであれば、この中学高校版も見ながら参考にすることはできると思うんですけども、その辺のところはちょっと気になったんですが。

保健体育課長 小学校のほうにも、最低1部は配付します。

伊藤委員 この中学のやつ。

保健体育課長 はい、中学の。

伊藤委員 じゃ、小学校の先生も、中学校のほうを見ることはできるわけですね。

保健体育課長 はい。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 差がありますよね。あるんですけども、でも、例えば、土日祝日の活動は原則として行わないと、小学校……

伊藤委員 だから、内容的には同じようなことが書いてあるんですけども……。

教育長職務代理者 あって、こっちは土日は3時間程度と中学校のほうは書いてある。やっぱり活動状況が違うので、かなり活動量は少ないという前提の現状をもとに書くと、こういう書き方になった、かなりあっさりした雰囲気になるのかもしれませんが。現場として、過度に規制というか、縛らず、かつ自主性を持った活動ができるようにというのが、指針というものなのかもしれませんね。

そのほか、いいですか。

スポーツ庁のガイドラインが出てから大慌てでつくった自治体も、急につくった自治体もありました。多少時間をかけて、松戸市、先生方が入ってこういうものをつくったというふうに聞いております。その辺で、逆に実効性の高いものにしていただけるものをつくったというふうに思っておりますので、ぜひ各学校のそれぞれの実態を踏まえながら、1つは生徒のためでありますし、もう一つ、議論の発端にあった働き方改革のお話もありましたけれども、適切なバランスで運用されますように、今日のご報告でございますので、また今後、気になるところがあれば、委員の方からご質問を、別の機会にでも出させていただいてもいいのかなと思いますので。

伊藤委員。

伊藤委員 もう一つ。変な質問をしますけれども、この表紙に使っている「みのりちゃん」ですか、これ。これは、何かこれに使われた理由というのはあるのでしょうか。

保健体育課長 松戸を象徴するデザインかと思ひまして、使わせていただきました。

伊藤委員 でも、これ、別に公式のものじゃなくて、非公式で、これは梨組合か何かのキャラクターでしたっけ。つまり、松戸の中でこういうキャラクターというかあれば、もっといくつかあるんですよね、その中でなぜこれを選ばれたのかなというのが、ちょっと興味というか、あったんですけれども、ただかわいいとかで選ばれたのですか。

教育長職務代理者 ご説明があれば、保健体育課長、お願いします。

保健体育課長 「クリンクルちゃん」とかほかのものもあることは承知はしているんですが、意味合いからいきますと、実りある部活動ということを前提に、担当と協議しながら決めました。

以上でございます。

伊藤委員 これを使うことについて、その梨組合かどこかの了承は、当然とっておられる。

保健体育課長 すみません、今後、確認をして、支障があれば違うデザインにします。すみません。

教育長職務代理者 それでは、保健体育課からの報告でございました。

生涯学習部参事監。

生涯学習部参事監 先ほど、私が武田委員のご質問に対して、ちょっと間違いがあったので、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

私、先ほど、クレジット払い、松戸が軽自動車とちょっと言っちゃったんですけれども、やっているのは県税の自動車税の間違いでございまして、現在松戸市では、クレジット払いというのは、税では行っていないということでございます。

ただ、今現在、税のことは検討してまして、先ほど言った公平性の観点とか、あと、当然やるとなると、クレジット会社に手数料とか発生しますので、そういうのを踏まえた上で、全体的にどのような税をやるかとか、検討しているということです。多分、その先には、先ほど武田委員さんがおっしゃった、税のほうをまずやったその先には、今度は使用料をどうするかというのが、多分、今後議論になっていくんだろうと思います。

すみません、訂正させていただきます。

教育長職務代理者 手数料率も、カード会社によってもまた違うし、そういう交渉を全部していかなくちゃならないし、結局、税金としてうたっておきながら、財政を毀損する部分もそ

うやっておりますので、簡単ではない。ただ、利便性を上げれば、やっぱり納入率が高まるという、こちらもある。そこら辺だと。

何か病院とかでもクレジットのところありますもんね、何かね。

市場委員 開業医レベルではあんまりないと思います。カードの利用料というんですか、手数料がそれなりにはかかるからだと思います。大きな病院だと、今、使えるところありますけれども。

教育長職務代理者 時代の流れの中で、だんだん……

武田委員 例えばプール、温水プールなんかだと、電子マネーじゃないけれども、何回分をまとめて払ってみたいな、金券的なそういう物とかもありますよね。実際すでに使っている。

(「和名ヶ谷とか」の声あり)

武田委員 和名ヶ谷の、私は、泳がないのでわからないですけれども、たしか利用されているなど記憶しています。何かそういう、クレジットだと民間にゆだねることになってしまうので、どこの会社を使う使わないとか、いろんな問題が出てくると思います。そうじゃなくて、利用者の方は、結構同じ施設を重ねてお使いになります。それに本当に現金を使わない人は、驚くほど現金使っていない生活をしているという人に遭遇することが最近はあります。電子マネーみたいな、置きかえるようなチャージ制のものとか、そういったものは今後、可能なかな必要なかなというふうに想像したりはいたしました。

教育長職務代理者 じゃ、ご意見として、そこも補足をいただきました。

それでは、ほか、委員の皆さん、よろしいですか。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

よろしく申し上げます。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成31年2月定例会でございますが、31年2月14日の木曜日午後1時30分より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成31年2月定例教育委員会会議は、平成31年2月14日の木曜日午後1時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成31年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時05分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員